

四半期報告書

(第155期第1四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	17
第4 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月28日

【四半期会計期間】 第155期第1四半期
(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼頭取 橋本 和正

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 市岡 和人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋5丁目1番9号 銀泉新橋第2ビル2階
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6721-5156

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 賀谷 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)

株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)

株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成28年度	平成29年度	平成28年度
		第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月 30 日)	第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月 30 日)	平成28年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月 31 日)
経常収益	百万円	21,742	21,761	89,098
経常利益	百万円	4,382	4,728	18,997
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	3,655	4,106	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	15,023
四半期包括利益	百万円	3,068	3,885	—
包括利益	百万円	—	—	16,271
純資産額	百万円	188,821	201,109	202,021
総資産額	百万円	4,487,647	4,581,600	4,603,756
1株当たり 四半期純利益金額	円	49.73	55.88	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	179.45
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	28.95	30.82	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	117.39
自己資本比率	%	4.17	4.36	4.35

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末新株予約権－(四半期)期末非支配株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 経済金融環境

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、緩やかながら持ち直しの動きがみられました。企業部門のうち製造業では、在庫調整の進展から自動車など輸送機械を中心に増産の動きがみられたほか、世界経済の回復とIT需要の拡大を受けて輸出が堅調に推移し、生産活動を下支えました。非製造業では、インバウンド向けの宿泊施設など、都心部における建設投資が堅調に推移しました。

また、家計部門では、所得水準の回復が緩やかなことから、消費者の節約志向は根強くあるものの、自動車の販売台数や外食において持ち直しの動きがみられました。インバウンド需要についても、訪日外客数が堅調で国内消費を下支えました。

今後につきましては、トランプ米政権の政策運営など海外の政治・経済動向に不透明感が残るものの、雇用や所得環境の改善を背景に、国内景気の緩やかな回復傾向が続くものとみられます。

(ロ) 営業の成果

当第1四半期連結累計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第1四半期連結累計期間中902億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は4兆1,226億円となりました。譲渡性預金は当第1四半期連結累計期間中437億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は925億円となりました。

一方、貸出金は当第1四半期連結累計期間中29億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は3兆8,476億円となりました。また、有価証券は当第1四半期連結累計期間中139億円増加し、当第1四半期連結会計期間末残高は2,214億円となりました。

総資産は当第1四半期連結累計期間中221億円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は4兆5,816億円となりました。

損益につきましては、当第1四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益の強化に努めてまいりました。

経常収益は、前第1四半期連結累計期間比18百万円増加し、217億61百万円となりました。一方、経常費用は、前第1四半期連結累計期間比3億27百万円減少し、170億32百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前第1四半期連結累計期間比3億45百万円増益の47億28百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は前第1四半期連結累計期間比4億51百万円増益の41億6百万円となりました。

純資産額につきましては、当第1四半期連結累計期間中9億円減少し、2,011億円となりました。うち株主資本は、当第1四半期連結累計期間中6億円減少し、1,908億円となりました。

セグメント別では、銀行業の業務粗利益は前第1四半期連結累計期間比3億58百万円減益の156億75百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比3億51百万円増益の55億50百万円となりました。リース業の業務粗利益は前第1四半期連結累計期間比55百万円減益の3億25百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比95百万円減益の41百万円となりました。その他事業の業務粗利益は前第1四半期連結累計期間比1百万円増益の2億40百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比10百万円減益となる6百万円の損失となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第1四半期連結累計期間中143人増加し2,679人、リース業は当第1四半期連結累計期間中13人増加し68人、その他事業は当第1四半期連結累計期間中2人増加し30人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(ハ)事業の種類別セグメントの業績

当行及び連結子会社は、海外の拠点がありませんので、事業の種類別セグメントの業績で記載しております。

セグメント別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比6億44百万円の減益となる135億76百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比1億17百万円の増益となる17億99百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比2億36百万円の増益となる7億35百万円であり、収支合計は前第1四半期連結累計期間比2億90百万円の減益となる161億11百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比7億円の減益となる133億66百万円、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比1億18百万円の増益となる16億5百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比2億23百万円の増益となる7億3百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比64百万円の減益となる2億98百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比8百万円の増益となる27百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比0百万円の減益となる6百万円の損失、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比4百万円の増益となる2億9百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比2百万円の減益となる38百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	14,067	362	△6	△201	14,221
	当第1四半期連結累計期間	13,366	298	△6	△81	13,576
うち資金運用 収益	前第1四半期連結累計期間	15,624	473	0	△333	15,765
	当第1四半期連結累計期間	14,573	416	0	△216	14,773
うち資金調達 費用	前第1四半期連結累計期間	1,557	111	6	△131	1,544
	当第1四半期連結累計期間	1,206	118	6	△135	1,196
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,486	—	204	△10	1,681
	当第1四半期連結累計期間	1,605	—	209	△15	1,799
うち役員取引等 収益	前第1四半期連結累計期間	3,280	—	204	△10	3,475
	当第1四半期連結累計期間	3,488	—	209	△15	3,682
うち役員取引等 費用	前第1四半期連結累計期間	1,794	—	—	—	1,794
	当第1四半期連結累計期間	1,883	—	—	—	1,883
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	479	18	40	△40	499
	当第1四半期連結累計期間	703	27	38	△33	735
うちその他業務 収益	前第1四半期連結累計期間	479	2,009	40	△49	2,480
	当第1四半期連結累計期間	703	2,193	38	△46	2,888
うちその他業務 費用	前第1四半期連結累計期間	—	1,991	—	△9	1,981
	当第1四半期連結累計期間	—	2,166	—	△13	2,152

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別役員取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役員取引等収益は前第1四半期連結累計期間比2億6百万円増加して36億82百万円、役員取引等費用は前第1四半期連結累計期間比88百万円増加して18億83百万円となったことから、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比1億17百万円の増益となる17億99百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前第1四半期連結累計期間比2億7百万円増加して34億88百万円、役員取引等費用は前第1四半期連結累計期間比88百万円増加して18億83百万円となったことから、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比1億18百万円の増益となる16億5百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前第1四半期連結累計期間比4百万円増加して2億9百万円となったことから、役員取引等収支は前第1四半期連結累計期間比4百万円の増益となる2億9百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	3,280	—	204	△10	3,475
	当第1四半期連結累計期間	3,488	—	209	△15	3,682
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	568	—	—	△8	559
	当第1四半期連結累計期間	594	—	—	△12	581
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	463	—	—	△0	462
	当第1四半期連結累計期間	463	—	—	△0	462
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	8	—	—	—	8
	当第1四半期連結累計期間	20	—	—	—	20
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	485	—	—	△0	485
	当第1四半期連結累計期間	667	—	—	△0	667
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	81	—	—	—	81
	当第1四半期連結累計期間	79	—	—	—	79
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	321	—	—	△0	321
	当第1四半期連結累計期間	359	—	—	△0	359
うちクレジットカード業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	173	—	173
	当第1四半期連結累計期間	—	—	187	—	187
うち投資信託業務	前第1四半期連結累計期間	1,268	—	—	—	1,268
	当第1四半期連結累計期間	1,200	—	—	—	1,200
役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,794	—	—	—	1,794
	当第1四半期連結累計期間	1,883	—	—	—	1,883
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	109	—	—	—	109
	当第1四半期連結累計期間	110	—	—	—	110

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	3,920,155	—	—	△2,195	3,917,960
	当第1四半期連結会計期間	4,124,886	—	—	△2,208	4,122,678
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,258,983	—	—	△1,950	1,257,032
	当第1四半期連結会計期間	1,375,210	—	—	△1,954	1,373,256
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	2,629,552	—	—	△244	2,629,307
	当第1四半期連結会計期間	2,715,771	—	—	△254	2,715,516
うちその他	前第1四半期連結会計期間	31,619	—	—	—	31,619
	当第1四半期連結会計期間	33,905	—	—	—	33,905
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	99,900	—	—	—	99,900
	当第1四半期連結会計期間	92,500	—	—	—	92,500
総合計	前第1四半期連結会計期間	4,020,055	—	—	△2,195	4,017,860
	当第1四半期連結会計期間	4,217,386	—	—	△2,208	4,215,178

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

5 定期性預金=定期預金

セグメント別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第1四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,751,827	—	—	△20,111	3,731,715	100.00
政府及び 政府関係機関 農業・林業・ 漁業及び鉱業	—	—	—	—	—	—
製造業	1,648	—	—	—	1,648	0.04
建設業	126,191	—	—	—	126,191	3.38
運輸・情報 通信及び公益事業	91,040	—	—	—	91,040	2.44
卸売・小売業	113,859	—	—	—	113,859	3.05
金融・保険業	169,945	—	—	—	169,945	4.55
不動産業・ 物品賃貸業	11,317	—	—	△2,434	8,882	0.24
各種 サービス業	830,320	—	—	△17,676	812,644	21.78
地方公共団体	377,459	—	—	—	377,459	10.12
個人	14,430	—	—	—	14,430	0.39
その他	2,015,612	—	—	—	2,015,612	54.01
特別国際金融取引勘 定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,751,827	—	—	△20,111	3,731,715	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

5 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

業種別	当第1四半期連結会計期間					
	銀行業	リース業	その他 事業	相殺 消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,865,439	—	—	△20,378	3,845,060	100.00
政府及び 政府関係機関 農業・林業・ 漁業及び鉱業	—	—	—	—	—	—
製造業	1,310	—	—	—	1,310	0.04
建設業	116,184	—	—	—	116,184	3.02
運輸・情報 通信及び公益事業	92,990	—	—	—	92,990	2.42
卸売・小売業	108,319	—	—	—	108,319	2.82
金融・保険業	172,218	—	—	—	172,218	4.48
不動産業・ 物品賃貸業	9,586	—	—	△2,576	7,009	0.18
各種 サービス業	899,975	—	—	△17,802	882,173	22.94
地方公共団体	380,983	—	—	—	380,983	9.91
個人	14,352	—	—	—	14,352	0.37
その他	2,069,518	—	—	—	2,069,518	53.82
特別国際金融取引勘 定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,865,439	—	—	△20,378	3,845,060	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

5 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

(2) 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等

(イ) 経営の基本方針

当行の企業理念は、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、銀行業を通じて社会の発展・繁栄に貢献すると共に、健全で安定的な成長を実現することで社会、お客さま、株主の揺るぎない信頼を確立することにあります。

この理念の下、

○地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦

～地域重視、お客さま重視の徹底により、お客さまに信頼されお役に立つ、地域と共存共栄する銀行を目指します～

○高い経営効率と強靱な経営体力の構築

～強固な顧客基盤の確立と健全かつ効率的経営によって持続的安定成長を実現し、企業価値向上を目指します～

○活力溢れる逞しい人材集団の形成

～風通しのよい自由闊達な企業風土を醸成し、お客さまに信頼される逞しい人材の育成に努めます～
の3点を経営方針としております。

(ロ) 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「中長期的な経営戦略及び対処すべき課題」についての重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(5) 主要な設備

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第一種優先株式	100,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年7月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	73,791,891	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
第一種優先株式	73,000,000	同左	—	(注)
計	146,791,891	同左	——	——

(注) 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金の額

当社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一種配当年率（以下、「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記2.に定める第一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一種配当年率

第一種配当年率＝6ヵ月円LIBOR+2.50%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。

「6ヵ月円LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円LIBOR6ヵ月物」という。）の平均値を指すものとする。ユーロ円LIBOR6ヵ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円LIBOR6ヵ月物に代えて用いるものとする。

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一種優先中間配当金
当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、1,221円60銭とする（平成29年1月1日より適用）。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が882円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。
上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(へ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (イ) 取得価額調整式に使用する時価（下記C. (イ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ロ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D. に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C. (ニ)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本A. または下記B. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ハ)または(ニ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記E. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。
- (ヘ) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- B. 上記A. (イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- C. (イ) 取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。
- (ロ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (ハ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記A. (イ)ないし(ハ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記A. およびB. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記A. (ハ)または(ニ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (ニ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額」とは、(i)上記A. (イ)の場合には当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ii)上記A. (ロ)および(ヘ)の場合には0円、(iii)上記A. (ハ)ないし(ホ)の場合には価額（ただし、(ニ)の場合は修正価額）とする。
- D. 上記A. (ハ)ないし(ホ)および上記C. (ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 上記A. (ホ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記C. (ハ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- F. 上記A. (イ)ないし(ハ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記A. (イ)ないし(ハ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- G. 取得価額調整式により算出された上記A. 柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を切り捨てる。）を使用する。

- (6) 合理的な措置
上記(3)および(4)に定める取得価額(第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (7) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当社は、平成35年7月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において、東京証券取引所(当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。
7. 普通株式を対価とする取得条項
- (1) 普通株式を対価とする取得条項
当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日数を除く。)の毎日の東京証券取引所(当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
8. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
11. 単元株式数
1,000株
12. 議決権を有しないこととしている理由
第一種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	—	146,791	—	47,039	—	18,937

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 73,000,000	—	1 (株式等の状況) の(1) (株式の総数等) の② (発行済株式) 参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 299,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,152,700	731,527	—
単元未満株式	普通株式 339,591	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	146,791,891	—	—
総株主の議決権	—	731,527	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,600株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心齋橋 1丁目2番4号	299,600	—	299,600	0.20
計	——	299,600	—	299,600	0.20

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員 の 状 況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
- 3 四半期連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
現金預け金	395,305	361,151
コールローン及び買入手形	3,926	4,018
有価証券	207,551	221,457
貸出金	※1 3,850,577	※1 3,847,637
外国為替	6,073	5,879
その他資産	67,316	68,715
有形固定資産	53,941	53,552
無形固定資産	14,972	14,910
退職給付に係る資産	2,529	2,720
繰延税金資産	17,349	17,010
支払承諾見返	6,511	5,863
貸倒引当金	△22,298	△21,314
資産の部合計	4,603,756	4,581,600
負債の部		
預金	4,032,381	4,122,678
譲渡性預金	136,210	92,500
コールマネー及び売渡手形	80,000	20,024
債券貸借取引受入担保金	539	—
借入金	90,352	86,035
外国為替	62	81
社債	10,000	10,000
その他負債	34,693	33,553
賞与引当金	2,518	1,237
退職給付に係る負債	6,850	6,811
睡眠預金払戻損失引当金	743	806
偶発損失引当金	499	527
繰延税金負債	4	4
再評価に係る繰延税金負債	366	366
支払承諾	6,511	5,863
負債の部合計	4,401,734	4,380,490
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
利益剰余金	50,950	50,283
自己株式	△606	△607
株主資本合計	191,547	190,879
その他有価証券評価差額金	12,148	11,765
繰延ヘッジ損益	△125	△126
土地再評価差額金	787	786
退職給付に係る調整累計額	△3,645	△3,485
その他の包括利益累計額合計	9,164	8,940
新株予約権	29	16
非支配株主持分	1,279	1,273
純資産の部合計	202,021	201,109
負債及び純資産の部合計	4,603,756	4,581,600

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
経常収益	21,742	21,761
資金運用収益	15,765	14,773
(うち貸出金利息)	14,747	13,760
(うち有価証券利息配当金)	542	595
役務取引等収益	3,475	3,682
その他業務収益	2,480	2,888
その他経常収益	※1 20	※1 417
経常費用	17,360	17,032
資金調達費用	1,544	1,196
(うち預金利息)	1,161	1,002
役務取引等費用	1,794	1,883
その他業務費用	1,981	2,152
営業経費	11,203	11,277
その他経常費用	※2 836	※2 523
経常利益	4,382	4,728
特別利益	18	13
新株予約権戻入益	18	13
特別損失	163	1
固定資産処分損	69	0
減損損失	94	0
税金等調整前四半期純利益	4,237	4,740
法人税、住民税及び事業税	158	222
法人税等調整額	413	408
法人税等合計	571	631
四半期純利益	3,666	4,108
非支配株主に帰属する四半期純利益	10	1
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,655	4,106

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	3,666	4,108
その他の包括利益	△597	△223
その他有価証券評価差額金	△701	△382
繰延ヘッジ損益	△53	△0
退職給付に係る調整額	157	160
四半期包括利益	3,068	3,885
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,057	3,883
非支配株主に係る四半期包括利益	10	2

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
破綻先債権額	760 百万円	746 百万円
延滞債権額	54,566 百万円	52,636 百万円
3カ月以上延滞債権額	25 百万円	495 百万円
貸出条件緩和債権額	9,116 百万円	9,121 百万円
合計額	64,469 百万円	63,000 百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
貸倒引当金戻入益	一百万円	379百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
貸倒引当金繰入額	540百万円	一百万円
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	262百万円	295百万円
保証協会保証付貸出金に対する負担金	6 百万円	108百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	909百万円	959百万円
のれんの償却額	184百万円	184百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,939	40.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日	利益剰余金
	種類株式	第一種 優先株式	1,921	26.32	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日	利益剰余金
合計			4,861				

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,939	40.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日	利益剰余金
	種類株式	第一種 優先株式	1,834	25.13	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日	利益剰余金
合計			4,774				

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	16,033	381	239	16,654
経費 ②	10,271	258	239	10,769
与信関係費用 ③	563	△14	△3	544
セグメント利益 ①-②-③	5,199	137	3	5,339

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
セグメント利益	5,339
セグメント間取引消去	△135
株式等損益	△4
その他	△816
四半期連結損益計算書の経常利益	4,382

(注) 1 株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△184百万円が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	15,675	325	240	16,241
経費 ②	10,348	299	249	10,897
与信関係費用 ③	△223	△15	△2	△241
セグメント利益 ①-②-③	5,550	41	△6	5,585

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
セグメント利益	5,585
セグメント間取引消去	△23
株式等損益	—
その他	△833
四半期連結損益計算書の経常利益	4,728

(注) 1 株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△184百万円が含まれております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度 (平成29年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	9,953	23,052	13,099
債券	142,063	143,387	1,323
国債	34,060	34,090	29
地方債	3,531	3,540	9
社債	104,471	105,756	1,284
その他	36,172	38,918	2,745
合計	188,190	205,358	17,168

当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	9,953	23,929	13,976
債券	154,568	155,632	1,063
国債	36,562	36,552	△10
地方債	5,630	5,629	△1
社債	112,374	113,449	1,075
その他	38,419	40,025	1,605
合計	202,941	219,586	16,645

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額) とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間 (連結会計年度) の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当第1四半期連結会計期間末 (前連結会計年度末) 前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当第1四半期連結会計期間末日 (前連結会計年度末日) の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	724,863	4,294	4,294
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	4,294	4,294

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。

当第1四半期連結会計期間（平成29年6月30日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	735,454	4,312	4,312
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	4,312	4,312

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	136,025	239	239
	為替予約	4,469	19	19
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	259	259

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当第1四半期連結会計期間（平成29年6月30日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	151,535	285	285
	為替予約	3,360	△9	△9
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	276	276

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	49.73	55.88
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	3,655	4,106
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益	百万円	3,655	4,106
普通株式の期中平均株式数	千株	73,494	73,491
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	28.95	30.82
(算定上の基礎)			
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益	百万円	3,655	4,106
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式の期中平均株式数	千株	73,494	73,491
普通株式増加数	千株	52,753	59,757
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 6千株 普通株式 5千株 平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 16千株 平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 25千株	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 14千株 平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 21千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年7月28日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月28日

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼頭取 橋本 和正

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)

株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)

株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役会長兼頭取 橋本 和正は、当行の第155期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。